

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 3 年 8 月 2 5 日策定

令和 5 年 3 月 2 7 日改正

三木市農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務と位置づけられ、その推進に取り組んでいるところである。

この度法が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることから、法改正の内容を反映させるため、改正後の法第 7 条の規定に基づき、三木市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改正し、より一層、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地域における活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を下記のとおり定める。

記

1. 担い手への農地集積・集約化の目標

(1) 現状と目標

	農地面積	集積面積	集積率
現 状 (令和 5 年 4 月)	3,020ha	615.4ha	20.4%
3 年後の目標 (令和 8 年 4 月)	3,020ha	815.4ha	27.0%

(2) 推進の方法

ア 地域における農業の将来のあり方を明確にするため、各地区において進められる「地域計画」の策定、見直しに積極的、主体的に参加し、地域の実情を踏まえた取り組みを支援する。

イ 農地中間管理事業の積極的な推進を図るため、市長部局、農地中間管理機構等との連携を強化する。

(3) 評価の方法

ア 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

イ 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 遊休農地（耕作放棄地）の発生防止・解消

(1) 現状と目標

	農地面積	遊休農地面積	割合
現 状 (令和5年4月)	3,020ha	8.1ha	0.27%
3年後の目標 (令和8年4月)	3,020ha	5.0ha	0.16%

(2) 推進の方法

ア 荒廃農地（耕作放棄地）の非農地判断を適切に実施する。

イ 農地パトロール等により農地利用状況を調査し、その結果をもとに利用意向調査を実施する。利用意向調査の結果を受け、農地中間管理事業の活用を検討するなど実情に応じた指導を行う。

(3) 評価の方法

ア 遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

イ 単年度の評価については、上記1.(3)イに同じ。

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）
3年後の目標 (令和8年4月)	6人 (0.5ha)

(2) 推進の方法

関係機関との情報共有及び連携を密にし、窓口相談や新規就農フェア等を通じて新規参入を支援する。

(3) 評価の方法

ア 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人）の数により評価する。

イ 単年度の評価については、上記1.(3)イに同じ。

4. 「地域計画」の目標を達成するための役割

三木市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、三木市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力